

議案第 25 号

平成 18 年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成 18 年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39,678 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,379,856 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

平成 19 年 2 月 13 日提出

鳥取県知事 片 山 善 博

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 809,350	千円 △18,775	千円 790,575
	1 負 担 金	809,350	△18,775	790,575
5 繰 越 金		20,903	△20,903	0
	1 繰 越 金	20,903	△20,903	0
歳 入 合 計		1,419,534	△39,678	1,379,856

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		千円 1,084,473	千円 △39,678	千円 1,044,795
	2 流域下水道費	606,373	△39,678	566,695
歳 出 合 計		1,419,534	△39,678	1,379,856

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	流域下水道事業費	43,680 ^{千円}
		単県流域下水道事業費	4,200
	2 流域下水道事業費	管理運営費	10,920
計			58,800